

「いばらき子どもＳＮＳ相談」受付対応業務委託契約書

茨城県教育委員会（以下「甲」という。）と []（以下「乙」という。）とは、「いばらき子どもＳＮＳ相談」受付対応業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、「いばらき子どもＳＮＳ相談」受付対応業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、この契約書に定めるもののほか、仕様書に従って行わなくてはならない。なお、履行に必要な関連業務及び付随業務を含むものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 [] 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）とする。

（委託料の支払）

第5条 甲は、第7条による通知をした後に、乙の請求により、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託料の5割を超えない範囲で概算払をすることができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、令和9年3月31日に実施状況報告書（様式第2号）を甲に提出しなければならない。

（適合の審査及び通知）

第7条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

（契約保証金）

第8条 契約保証金は、茨城県財務規則第138条第2項3号により免除する。

（権利義務の譲渡禁止等）

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

（再委託の制限）

第10条 乙は、委託業務を達成するため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、商号又は名称その他必要な事項を記載した書面により甲の承諾を得なければならない。

（秘密の保持）

第11条 乙は、本契約期間中又は契約期間満了後を問わず、委託業務の実施に際して知り得た事實を、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示し、若しくは漏洩してはならず、また委託業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

2 前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
- (2) 第三者から適法に取得した事実
- (3) 開示の時点ですでに保有していた事実
- (4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

(一般的損害)

第12条 成果品の引渡し前に生じた成果品、資料等についての損害は、甲の責に帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 本契約の履行に関して、第三者に損害を及ぼした場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰すことができない場合には、その負担について甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第14条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙が履行期限までに委託業務を完了できないものと認められる場合において、なお履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、遅延日数1日につき、委託料の額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により日割計算して得た額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を遅延利息として乙から徴収し、履行期限を延長させることができる。

(委託業務内容の変更)

第15条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができ。この場合において、甲及び乙が変更等の内容が契約に定める金額、履行期限及びそのほか契約条件に影響を及ぼすと判断したときは、変更契約を締結するものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額については甲乙協議して定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第16条 契約締結後において、天災地変そのほか不測の事故又は経済状況の激変により、契約内容が著しく不当と認められるに至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手と協議の上、契約金額、履行期限そのほか契約の内容を変更することができる。

2 前項の場合において、甲又は乙が損害を受けることがあっても、原則として甲又は乙は責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 甲の指示に従わない、又は依頼に応じないとき。
- (2) 乙が、この契約に定める条項に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (3) 乙が、この契約に定める業務を履行しないとき、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (4) 乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内に契約履行の見込がないとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつ

た日から5年を経過しない者であると認められるとき。

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいづれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいづれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第18条 次の各号のいづれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となつた場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があつたときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により日割計算して得た額を加えた金額を、違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第19条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他、甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62号第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（個人情報の保護）

第20条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外事項）

第21条 本契約に関する事項及び本契約に定めのない事項に関する疑義については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県教育委員会
教育長 柳橋 常喜

【別記】

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、この契約の締結時に、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「業務責任者」という。）を選任し、書面（任意様式）によりこれを甲に報告しなければならない。作業従事者又は業務責任者に変更のあったときも同様とする。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及び業務責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行わなければならない。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で営業所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことに正当な理由があるとき。

2 乙は、前項各号の規定に掲げる場合を除き、前項に規定する営業所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により甲に報告した者以外の者に本件個人情報を取り扱わせないこと。

(2) 本件個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。

(3) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

- (4) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。
- (5) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。
- (6) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を国外に移転させてはならないこと。
- (7) 本件個人情報が記録された資料等については、業務終了後直ちに甲の指定する方法により返却、廃棄又は消去すること。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとすること。
- (8) 乙は、本件受託業務を行うために複数の宛先へ一斉にメールを送信する場合、当該メールの宛先にBCCで送信すべきメールアドレスが1件以上含まれるときは、当該メールを送信する際BCCで送信すべきメールアドレスについてTOやCCで送信することを防止する機能（BCC強制変換機能等）を備えたシステムやツールを使用しなければならない。

(取得の制限)

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者（乙の子会社を含む。）に委託してはならない。

2 乙は、本件受託業務を再委託するときは、乙をして特記事項により乙が負う義務を遵守させるとともに、これに対する管理及び監督を徹底するものとする。

3 甲は、乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前項の措置を行うことができるものとする。

4 乙は、本件受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結時に、乙をして、書面により再委託先事業者の作業従事者及び業務責任者を甲に届け出させなければならない。この場合、甲への届出は乙を経由することとする。再委託先事業者の作業従事者又は業務責任者に変更があったときも同様とする。

(検査等)

第10条 甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を確認するため必要があると認めるときは、実地の検査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

2 乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前項の措置を求め、又は行うことができるものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不適当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい等に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかるわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告

書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

- 2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすものとする。